

2017年02月08日 デイリー版2面 内航

日本サバイバルトレーニングセンター/STCW条約の更新講習、NK認証を取得

ニッスイマリン工業（本社・北九州市、原田厚社長）が運営する日本サバイバルトレーニングセンター（NSTC）は、船員の訓練・資格証明・当直の基準に関する国際条約（STCW条約）が定める基本訓練の能力維持証明講習の認証を日本海事協会（NK）から取得した。基本訓練の更新講習としてNKから認証を得たのは国内初。

取得日は今月1日。

STCW条約は1995年の改定で、船員への基本訓練の実施を義務化した。さらに2010年のマニラ改正では、「教育・訓練を修了した者に対しての修了証の発給」「5年ごとの更新講習」を規定し、今年1月から完全施行。これにより、基本訓練の資格を得た船員は、「船体放棄の場合の海上での生存」や「消火」などの能力基準を維持していることを5年ごとに証明することが求められるようになった。

NSTCが今回認証を取得した能力維持証明講習（2日間コース）は、5年ごとに求められる能力基準の全てを含む。NSTCは「シーサバイバルと消火訓練のワンストップサービスを実現できる」とした。

NSTCは、14年3月にSTCW条約が定める基本訓練の認証をNKから取得後、20回以上、約200人の船員に「基本訓練」を提供した実績を持つ。15年10月には船籍登録のマーシャル諸島海事局からもSTCW条約に基づく基本訓練の提供施設として認証された。

詳細はNSTC管理部（電話093・884・2020）へ。



シーサバイバル訓練の様子